

仕様書

1 委託業務名

佐賀県の森林・林業副読本「もりの本」作成及び配布業務委託

2 目的

本県では、児童に佐賀県の森林・林業について関心を高めてもらうことを目的に、平成15年度から森林環境教育副読本「もりの本」を発行している。

近年の教育環境や児童の学習傾向の変化を踏まえ、興味・関心を引き出す紙面構成及び表現方法を取入れ、身近な森林について関心を持ち、佐賀県の森林・林業について理解を深められる副読本の作成を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金曜日）まで

4 業務内容

(1) 副読本制作

目的に合致した副読本の制作に係る企画、構成、原稿作成、デザイン、レイアウト、校正、印刷データ作成等、制作に必要な一切の業務とし、県と密接に連携して実施するものとする。なお、原稿の作成に当たっては事前に県の確認を受けること。また、掲載写真については県提供写真を基本とし、必要に応じて受託者による撮影又は素材調達とする。

ア 対象

小学5年生

イ 掲載内容

- ・小学校学習指導要領（社会科）及び森林環境教育の趣旨を踏まえた内容とすること。
- ・社会の授業や総合的な学習の時間、宿泊学習などの野外活動時での使用を想定し制作すること。
- ・小学5年生が主体的に学習できるよう、クイズ、対話形式、マンガ、図解等を効果的に活用すること。

（構成例）以下は一例であり、提案内容に応じて変更することができる。

P.1	・導入（森林の大切さ、森川海人プロジェクトについて）
P.2～P.5	・佐賀県の森林及び、日本の森林の様子
P.6～P.9	・森林の働き、木材利用の重要性
P.10～P.11	・森林に関わる仕事
P.12～P.13	・森林に関する豆知識
P.14	・用語の説明

ウ 仕様

- ・ページ数は 16～20 ページ程度（表紙及び裏表紙含む）とすること。
- ・県が提供する「森川海人くん」のイラスト素材（別紙 1）を活用すること。
- ・グレースケール印刷時においても図表、文字及び写真の判別が可能なデザインとすること。

エ 打合せ・協議

打合せ回数は 3 回以上実施すること。

(2) 印刷

ア 印刷部数

7, 4 0 0 部

イ 校正

- ・文字校正は 3 回以上実施すること。
- ・色校正は 1 回以上実施すること。

ウ 印刷仕様

- ・全編カラー印刷とすること。
- ・印刷には、バイオマスインクを使用すること。
- ・用紙は原則として、木になる紙シリーズを使用すること。
- ・判型、ページサイズ、製本方法その他仕様については、副読本の内容及び活用場面を踏まえ、受託者から提案すること。

(3) 発送

- ・受託者は、県が指定する県内の小学校等へ副読本を仕分けの上、発送すること。
- ・発送先及び発送部数は、県が別途指示するものとする。なお、納品期限は令和 9 年 3 月 17 日（水曜日）とする。
- ・発送に必要な梱包、ラベル作成、配送手続等の一切の業務は受託者が行うこと。
- ・発送に要する費用は契約金額に含むものとする。

5 委託料の支払

完了払

6 成果品

次の成果品を県に納品すること。

- ・副読本のうち、県内小学校等への配布分を除いた残部を 50 部ごと梱包したもの。
- ・印刷用データ（編集可能な元データ及び PDF データ）を保存したメディア。
- ・副読本の制作にあたり作成したイラスト、図表その他のデザインデータ一式（変更可能な電子データを含む）。

7 委託業務完了報告書の提出

(1) 提出物

委託業務完了報告書（任意様式）

(2) 提出期限

令和9年3月19日（金曜日）

(3) 提出先

佐賀県農林水産部森林整備課 森川海人プロジェクト推進担当

8 著作権の帰属

受託者が本業務において新たに制作した原稿、写真、イラスト、デザイン、レイアウト、キャッチコピーその他一切の成果品（以下「成果品」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属するものとし、県はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は成果品の制作に関与した者を含め、県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。なお、制作物の中に第三者（本県又は受託者以外の者）が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権使用承諾等の処理を行うこととし、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰すべき場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。

9 業務実施体制

受託者は本業務に係る業務責任者を配置し、委託者との連絡調整を行い、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

10 業務実施上の留意事項

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と協議のうえ、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めることとする。
- (3) 受託者は、本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に係る必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。
- (5) 本業務委託については、「個人情報特記事項」及び「情報セキュリティ対策特約事項」を遵守すること。

別紙 1

森川海人っプロジェクト ロゴ・キャラクター等

本業務で使用するロゴ・キャラクター等は下記を使用するものとする。

(1) ロゴ (森川海人っプロジェクト)



(2) キャラクター (森川海人くん)



山ポーズ



川ポーズ



海ポーズ



森川海人くん (角度・表情・手)



森川海人くんポーズ1



森川海人くんポーズ2



森川海人くんポーズ3

